

入札説明書

北九州市立八幡病院電力供給に係る公告(令和7年12月26日付)に基づく入札については、「地方独立行政法人北九州市立病院機構政府調達取扱規定」その他の関係法令に定めるものほか、この入札説明書による。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 北九州市立八幡病院電力供給
- (2) 履行場所 北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号
- (3) 用途 北九州市立八幡病院に対する電力の供給(詳細は、別添仕様書による。)
- (4) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札の参加資格に関する事項

- (1) 地方独立行政法人北九州市立病院機構契約規程(以下「契約規程」という。)第2条第1項及び第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約規程第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿に記載されている若しくは、地方独立行政法人北九州市立病院機構(以下「病院機構」という。)で行う競争入札参加資格審査において認定されていること。ただし、登録の申請がなされている場合には、記載されているものとみなす。
- (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により、小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (4) 病院機構及び北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告にかかる一般競争入札に参加を希望するもので有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市立八幡病院事務局管理課(電話 093-662-6565)に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和8年1月15日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)を除く。)に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 競争入札参加の申請と参加資格の確認

- (1) この入札に参加しようとする者は、所定の期日までに次に掲げる書類を提出し、競争入札参加資格の審査を申請しなければならない。
 - ① 特定調達契約に係る競争参加申出書(以下「申出書」という。)

- ② 営業の許認可の写し
- ③ 北九州市の入札参加資格を有している場合そのことが分かる書類。
- ④ 下記ア・イについては、必ずしも提出が必要なものではないが、いずれかの書類の提出により、入札保証金を免除する。
 - ア 保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結した契約書の写し。
 - イ 国、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人と過去2年間に種類及び規模をほぼ同じくする契約の契約書の写し。
- ⑥ その他、提出が必要とされている書類。

(2) 申請書類の配布

地方独立行政法人北九州市立病院機構ホームページ

(www.kitakyu-cho.jp/o-bid/notification.html)からダウンロードすること。ただし、これにより難い場合は、北九州市立八幡病院事務局管理課において配布する。

各資料等について、エクセル、Word版での電子データを希望する場合は、北九州市立八幡病院事務局管理課（電話 093-662-6565）へ架電し、依頼すること。

(3) 申出書等の受付

申出書等は次により受け付ける。

- ① 方法 持参又は書留郵便により提出すること。

書留郵便の場合は、封筒に「北九州市立八幡病院電力供給 競争入札参加資格審査申請書在中」と朱書きすること。

- ② 期間 令和7年12月26日（金）から令和8年1月15日（木）までに必着。

- ③ 場所 北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号
北九州市立八幡病院事務局管理課

(4) 競争入札参加資格の審査結果は令和8年1月16日（金）に発送する。

5 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

- ① 場所 「4-(3)-③」に同じ。

- ② 日時 公告の日から令和8年2月3日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後4時30分まで並びに同月17日午前9時から午前10時まで。

(2) 入札説明書の交付方法

地方独立行政法人北九州市立病院機構ホームページ

(www.kitakyu-cho.jp/o-bid/notification.html)からダウンロードすること。ただし、これにより難い場合は、北九州市立八幡病院事務局管理課において配布する。

(3) 入札説明会 実施しない

6 入札及び開札の方法等

(1) 入札の準備

見積りに当たっては、仕様書及び設計書等(以下「仕様書等」という。)及び現場をよく確認のうえ、入札すること。この場合において、仕様書等に疑義があるときは、関係職員の説明を受けることができる。

(2) 入札書の作成方法

- ① 入札書は日本語で記載すること。なお、金額については日本国通貨とする。
- ② 入札書は本市所定の様式によること。なお、随意契約によることとなった場合は「入札」を「見積」と読み替えるので、訂正の必要はない。
- ③ 記載事項は次のとおり。

Ⓐ 入札の方法

1年間分の総価により行う。

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札書は当院指定の様式を使用すること。

また、単価契約をおこなうので、単価が明確となるよう積算内訳を作成すること。

積算内訳についても当院指定の様式を使用すること。

なお、積算内訳は入札書とホチキス止めのうえ割印すること。

※燃料費調整額に関する事項

入札価格の算定にあたっては、燃料費調整費を考慮しないこととし、供給者の発電費用等の変動により燃料費の調整を行うことができるものとする。

※再生可能エネルギー賦課金に関する事項

入札価格の算定にあたっては、再生可能エネルギー賦課金を考慮しないこととする。

請求にあたっての計算は契約書第4条により行うこと。

Ⓑ 件名 北九州市立八幡病院電力供給

Ⓒ 入札者の氏名及び押印

法人にあては法人の商号又は名称及び代表者の氏名を記入し、印章は北九州市に届出のものとする。代理人が入札する場合には、入札者の氏名と代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記入及び押印し、委任状を開札までに提出すること。

Ⓓ 郵送による入札

(a) 入札書(積算内訳を添付したもの)を封筒に入れ密封し、かつその封筒に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和8年2月6日入札の「北九州市立八幡病院電力供給」の入札書在中」と朱書きすること。

また、入札書を入れた封筒の閉じ口3か所(上・下・中央)に封印すること。

その封筒を郵送用封筒に入れ、郵送用封筒に「入札書在中」と朱書きすること。

※封筒のサイズ・色等の指定はないものとする。

- (b) 郵送方法 書留郵便に限る。
 - (c) 郵送場所 「4-(3)-③」に同じ。
 - (d) 郵送期限 令和8年2月3日（金）午後5時までに必着のこと。
- ⑤ 入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

(3) 入札及び開札の場所及び日時

- ① 場所 北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号
北九州市立八幡病院 中会議室1

北九州市立八幡病院

- ③ 日時 令和8年2月6日（月）午前10時

(4) 入札の辞退

- ① 入札の参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。
- ② 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取り扱いを受けるものではない。

(5) 入札の留意事項

- ① 競争入札の参加に当たっては、理事長より参加資格があることが確認された旨の通知書又はその写しを持参すること。
- ② 入札執行の場所には、入札者以外の立ち入りはできない。
- ③ 入札者は、入札執行について係員の指示に従うこと。

(6) 開札

- ① 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場所に入室しようとするときは、理事長により競争入札参加資格があることが確認された旨の通知書又はその写しを提示しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、理事長又はその補助者が特にやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することはできない。
- ⑤ 開札した場合において、落札者のいないときは、再度の入札を行う。
- ⑥ 再度入札は、原則として1回とする。
- ⑦ 再度入札に参加することができない者は、1回目の入札において無効とされた者とする。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 入札参加の資格がなくて入札したとき。
- ② 入札書に入札者の記名押印がないとき又は入札金額を訂正したとき。
- ③ 所定の入札書によらない入札をしたとき又は入札書の記載事項について判読できないとき。
- ④ 同一事項について2通以上の入札書を提出したとき。
- ⑤ 委任状を提出しないで代理入札をしたとき又は他人の代理を兼ね、若しくは2人以上の

代理をしたとき。

- (6) 再度入札の場合、前回の最低金額以上の金額で入札したとき。
- (7) 理事長により競争入札参加資格がある旨確認された者であっても、参加資格の確認の後、入札時において2に掲げる参加資格を有しない者の行った入札は、無効とする。
- (8) 前各号のほか、指示した事項に違反した場合。

(8) 入札に参加できない場合

次のいずれかに該当する場合は入札に参加することはできない。

- (1) 入札者が入札開始時刻までに到着しないとき。
- (2) 代理入札で委任状が不備のとき。

(9) 入札の中止等

入札者が協定して入札したと認められるとき又は入札に際し不正があると認められるときは入札の中止、延期又は取消をする。

(10) 落札者の決定方法

契約規程第5条第1項により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(11) 落札者の発表について

落札者については、開札後その場で行うこととし、郵送での入札者に対しては、開札2時間後までを目安に開札結果一覧を送付する。

なお、落札結果の公表は総額のみとする。

7 入札及び契約に関する条件

(1) 予定価格は総価で定める。

(2) 入札保証金

入札価格の100分の5以上。ただし、契約規程第4条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上。ただし、契約規程第29条項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

8 契約の締結について

(1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは契約書を取り交わすものとする。

(2) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書の作成

- (1) 契約書は2通作成し、記名押印のうえ双方各1通を保管する。
- (2) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

(4) 留意事項

落札の決定があっても、この契約に係る予算が成立しない場合や暫定予算措置が取られた場合は、その範囲内での執行とする。

9 異議の申し立て

入札をした者は、入札後、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。